

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則等新旧対照表

改正前		改正後	
<p>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則 (平成18年達示第21号) (前略)</p>		<p>附則(令和7年達示第44号)抄 (施行期日) 第1条 この規則は、令和7年10月1日から施行する。</p>	
別表第2(第24条第1項関係)		別表第2(第24条第1項関係)	
育児・介護規程の規定	適用する規定	育児・介護規程の規定	適用する規定
(略)	(略)	(同左)	(同左)
第15条	<p>第15条 特定職員は、当該特定職員の小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために、大学に申し出ることにより、当該子が小学校第3学年の終期を経過する日まで1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「育児部分休業」という。)ができる。</p> <p><u>2</u> (略)</p>	第15条	<p>第15条 特定職員は、当該特定職員の小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために、大学に申し出ることにより、当該子が小学校第3学年の終期を経過する日まで1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと(以下「育児部分休業」という。)ができる。</p> <p><u>2</u> 育児部分休業の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 1日における育児部分休業(以下「第1号育児部分休業」という。)</p> <p>(2) 1事業年度における育児部分休業(以下「第2号育児部分休業」という。)</p> <p><u>3</u> (同左)</p>
(後略)			
<p>国立大学法人京都大学支援職員就業規則 (令和4年達示第3号) (前略)</p>		<p>附則(令和7年達示第44号)抄 (施行期日) 第1条 この規則は、令和7年10月1日から施行する。</p>	
別表第4(第17条第1項関係)		別表第4(第17条第1項関係)	
育児・介護規程の規定	適用する規定	育児・介護規程の規定	適用する規定
(略)	(略)	(同左)	(同左)
第15条	<p>第15条 支援職員は、当該支援職員の小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために、大学に申し出ることにより、当該子が小学校第3学年の終期を経過する日まで1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「育児部分休業」という。)ができる。</p>	第15条	<p>第15条 支援職員は、当該支援職員の小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために、大学に申し出ることにより、当該子が小学校第3学年の終期を経過する日まで1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと(以下「育児部分休業」という。)ができる。</p> <p><u>2</u> 育児部分休業の種類は、次に</p>

改正前		改正後	
	2 (同左)		掲げるものとする。 <u>(1) 1日における育児部分休業(以下「第1号育児部分休業」という。)</u> <u>(2) 1事業年度における育児部分休業(以下「第2号育児部分休業」という。)</u> 3 (同左)

(後略)

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則

(平成17年達示第37号)

(前略)

(年次休暇以外の休暇)

第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員(第7号、第10号、第11号、第14号及び第15号に掲げる場合)にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に、第17号に掲げる場合にあつては、無期雇用教職員に限る。ただし、第21号及び第22号の休暇を取得できる有期雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第16条の3第2項及び第16条の6第2項の規定において準用する第6条第1項ただし書による労使協定がある場合に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

(1) ~ (25)

2 } (略)

3

(中略)

別表第10

育児・介護規程の規定	適用する規定
(略)	(略)
第15条	第15条 有期雇用教職員は、当該教職員の小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために、大学に申し出ることにより、当該子が小学校第3学

(年次休暇以外の休暇)

第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員(第7号及び第10号に掲げる場合)にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に、第17号に掲げる場合にあつては、無期雇用教職員に限る。ただし、第21号及び第22号の休暇を取得できる有期雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第16条の3第2項及び第16条の6第2項の規定において準用する第6条第1項ただし書による労使協定がある場合に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

(1) ~ (25)

2 } (同左)

3

附則(令和7年達示第44号)抄
(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則第46条の改正規程は、令和7年7月22日から施行する。

(国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程の一部改正に伴う経緯措置)

第2条 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における育児部分休業の申出を行う場合において、この規則による改正後の国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程第17条の規定の適用については、同条第2項中「10」とあるのは「5」とする。

別表第10

育児・介護規程の規定	適用する規定
(同左)	(同左)
第15条	第15条 有期雇用教職員は、当該教職員の小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために、大学に申し出ることにより、当該子が小学校第3学年の終

改 正 前		改 正 後	
	<p>年の終期を経過する日まで1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「育児部分休業」という。）ができる。ただし、大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用教職員（育児・介護休業法第23条第1項の規定による労使協定がある場合に限る。）は、これを行うことができない。</p>		<p>期を経過する日まで1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「育児部分休業」という。）ができる。ただし、大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用教職員（育児・介護休業法第23条第1項の規定による労使協定がある場合に限る。）は、これを行うことができない。</p> <p>2 育児部分休業の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） 1日における育児部分休業（以下「第1号育児部分休業」という。）</p> <p>（2） 1事業年度における育児部分休業（以下「第2号育児部分休業」という。）</p>
第17条	<p>第17条 育児部分休業は、<u>有期雇用教職員就業規則第44条に規定する正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間（有期雇用教職員就業規則第54条第1項第18号に規定する保育時間を承認されている有期雇用教職員については、2時間から当該保育時間を減じた時間）を超えない範囲内で、有期雇用教職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、15分を単位として行うものとする。</u></p>	第17条	<p>第17条 第1号育児部分休業は、1日を通じて2時間（有期雇用教職員就業規則第54条第1項第18号に規定する保育時間を承認されている有期雇用教職員については、2時間から当該保育時間を減じた時間）を超えない範囲内で、有期雇用教職員の託児の態様等から必要とされる時間について、15分を単位として行うものとする。</p> <p>2 第2号育児部分休業は、1時間を単位として行うものとし、<u>有期雇用教職員就業規則第43条に規定する有期雇用教職員の所定の勤務時間に相当する時間に1.0を乗じて得た時間を上限とする。</u></p>
第41条	<p>第41条</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>2 介護部分休業は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護部分休業と要介護者を異にする介護時間の申出をして勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内で、必要とされる時間について1時間を単位として行うものとする。</u></p>	第41条	<p>第41条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>2 介護部分休業は、1日を通じ、4時間（当該介護部分休業と要介護者を異にする介護時間の申出をして勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内で、必要とされる時間について1時間を単位として行うものとする。</p>

(後 略)

改 正 前		改 正 後	
国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)			
(前 略)			
第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員(第7号、第11号、第12号、第15号及び第16号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者(第7号、第22号及び第23号に掲げる場合にあつては、1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除き、第11号に掲げる場合にあつては、週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。ただし、第22号及び第23号の休暇を取得できる時間雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下第50条において「育児・介護休業法」という。))第16条の3第2項又は第16条の6第2項の規定において準用する第6条第1項ただし書による労使協定がある場合に限る。)に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除き、第17号に掲げる場合にあつては、1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除き、第18号に掲げる場合にあつては、無期雇用教職員に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。 (1)～(26) } (略)		第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員(第7号及び第11号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者(第7号、第22号及び第23号に掲げる場合にあつては、1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除き、第11号に掲げる場合にあつては、週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。ただし、第22号及び第23号の休暇を取得できる時間雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下第50条において「育児・介護休業法」という。))第16条の3第2項又は第16条の6第2項の規定において準用する第6条第1項ただし書による労使協定がある場合に限る。)に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除き、第17号に掲げる場合にあつては、1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除き、第18号に掲げる場合にあつては、無期雇用教職員に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。 (1)～(26) } (同 左)	
2	3	2	3
(中 略)			
		附 則 (令和7年達示第44号) 抄 (施行期日)	
		第1条 この規則は、令和7年10月1日から施行する。	
		3 第1項の規定にかかわらず国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則第46条の改正規程は、令和7年7月22日から施行する。 (国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程の一部改正に伴う経緯措置)	
		第2条 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における育児部分休業の申出を行う場合において、この規則による改正後の国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程第17条の規定の適用については、同条第2項中「10」とあるのは「5」とする。	
別表第9 (第50条関係)		別表第9 (第50条関係)	
育児・介護規程の規定	適用する規定	育児・介護規程の規定	適用する規定
(略)	(略)	(同 左)	(同 左)

改 正 前		改 正 後	
第15条	<p>第15条 時間雇用教職員は、当該教職員の小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために、大学に申し出ることにより、当該子が小学校第3学年の終期を経過する日まで1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「育児部分休業」という。）ができる。ただし、次の各号の一（育児・介護休業法第23条第1項の規定による労使協定がある場合に限る。）に該当する時間雇用教職員は育児部分休業をすることができない。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p>	第15条	<p>第15条 時間雇用教職員は、当該教職員の小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育することにより、当該子が小学校第3学年の終期を経過する日まで1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「育児部分休業」という。）ができる。ただし、次の各号の一（育児・介護休業法第23条第1項の規定による労使協定がある場合に限る。）に該当する時間雇用教職員は育児部分休業をすることができない。</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(2) }</p> <p>2 育児部分休業の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 1日における育児部分休業（以下「第1号育児部分休業」という。）</p> <p>(2) 1事業年度における育児部分休業（以下「第2号育児部分休業」という。）</p>
第17条	<p>第17条 育児部分休業は、<u>時間雇用教職員就業規則第38条に規定する正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間（時間雇用教職員就業規則第46条第1項第19号に規定する保育時間を承認されている時間雇用教職員については、2時間から当該保育時間を減じた時間）を超えない範囲内で、時間雇用教職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、15分を単位として行うものとする。</u></p>	第17条	<p>第17条 <u>第1号育児部分休業は、1日を通じて2時間（時間雇用教職員就業規則第46条第1項第19号に規定する保育時間を承認されている時間雇用教職員については、2時間から当該保育時間を減じた時間）を超えない範囲内で、時間雇用教職員の託児の態様等から必要とされる時間について、15分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 <u>第2号育児部分休業は、1時間を単位として行うものとし所定の勤務時間に10を乗じて得た時間を上限とする。</u></p>
第41条	<p>第41条 } (略)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>2 介護部分休業は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護部分休業と要介護者を異にする介護時間の申出をして勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内で、必要とさ</u></p>	第41条	<p>第41条 } (同左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>2 介護部分休業は、1日を通じ、4時間（当該介護部分休業と要介護者を異にする介護時間の申出をして勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内で、必要とされる時間について1時間を単位として行うものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>れる時間について1時間を単位として行うものとする。</p>	
<p>(後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程 (平成16年達示第84号)</p> <p>(前 略) (育児部分休業)</p> <p>第15条 教職員は、当該教職員の小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために、大学に申し出ることにより、当該子が小学校第3学年の終期を経過する日まで1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「育児部分休業」という。)ができる。</p> <p>(中 略) (育児部分休業の単位)</p> <p>第17条 育児部分休業は、<u>勤務時間等規程第6条第3項に規定する正規の勤務時間の始め又は終りに</u>おいて、1日を通じて2時間(第43条の2に規定する介護時間の申出をし、又は勤務時間等規程第27条第7号に規定する保育時間を承認されている教職員については、2時間から当該介護時間又は保育時間を減じた時間)を超えない範囲内で、教職員の託児の態様、<u>通勤の状況</u>等から必要とされる時間について、15分を単位として行うものとする。</p> <p>(中 略) (介護部分休業の期間等)</p> <p>第41条 介護部分休業ができる期間は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) } (略)</p> <p>2 介護部分休業は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u>(当該介護部分休業と要介護者を異にする介護時間の申出をして勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間により勤務しない時間を減じた時間)の範囲内で、必要とされる時間について1時間を単位として行うものとする。</p> <p>(中 略) (介護時間の期間等)</p> <p>第43条の3 (略)</p> <p>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において、<u>1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間</u>(第15条に規定する育児部分休業の申出をしている教職員については、2時間から当該育児部分休業により勤務しない時間を減じた時間)の範囲内で、必要とされる時間について15分を単位として行うものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(育児部分休業)</p> <p>第15条 教職員は、当該教職員の小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために、大学に申し出ることにより、当該子が小学校第3学年の終期を経過する日まで1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>について勤務しないこと(以下「育児部分休業」という。)ができる。</p> <p>2 <u>育児部分休業の種類は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>1日における育児部分休業(以下「第1号育児部分休業」という。)</u></p> <p>(2) <u>1事業年度における育児部分休業(以下「第2号育児部分休業」という。)</u></p> <p>(育児部分休業の単位)</p> <p>第17条 <u>第1号育児部分休業は、1日を通じて2時間(第43条の2に規定する介護時間の申出をし、又は勤務時間等規程第27条第7号に規定する保育時間を承認されている教職員については、2時間から当該介護時間又は保育時間を減じた時間)を超えない範囲内で、教職員の託児の態様等から必要とされる時間について、15分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 <u>第2号育児部分休業は、1時間を単位として行うものとし、勤務時間等規程第3条に規定する教職員の所定の勤務時間に相当する時間に10を乗じて得た時間を上限とする。</u></p> <p>(介護部分休業の期間等)</p> <p>第41条 介護部分休業ができる期間は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>2 介護部分休業は、1日を通じ、4時間(当該介護部分休業と要介護者を異にする介護時間の申出をして勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間により勤務しない時間を減じた時間)の範囲内で、必要とされる時間について1時間を単位として行うものとする。</p> <p>(介護時間の期間等)</p> <p>第43条の3 (同 左)</p> <p>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において<u>1日につき2時間(第15条第1号に規定する第1号育児部分休業の申出をしている教職員については、2時間から当該育児部分休業により勤務しない時間を減じた時間)</u>の範囲内で、必要とされる時間について15分を単位として行うものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
	<p data-bbox="842 152 1353 226">附 則（令和7年達示第44号）抄 （施行期日）</p> <p data-bbox="794 232 1485 306">第1条 この規則は、令和7年10月1日から施行する。</p> <p data-bbox="826 306 1485 380">（国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程の一部改正に伴う経過措置）</p> <p data-bbox="794 380 1485 600">第2条 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における育児部分休業の申出を行う場合において、この規則による改正後の国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程第17条の規定の適用については、同条第2項中「10」とあるのは「5」とする。</p>